

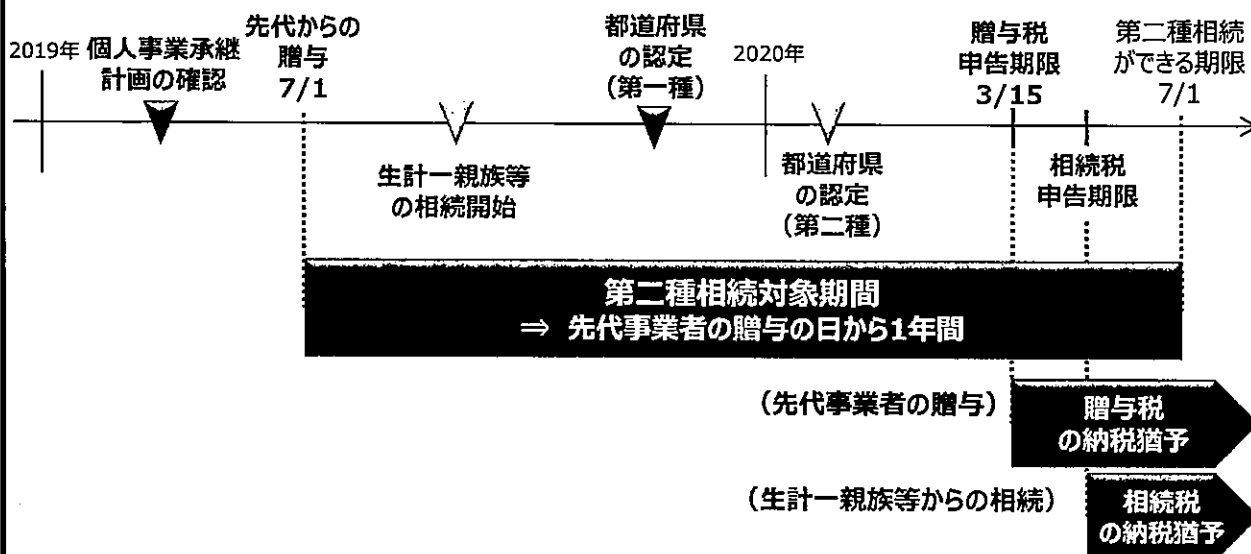
## 第2章 都道府県知事の認定について

### 第4節 第二種相続認定個人事業者

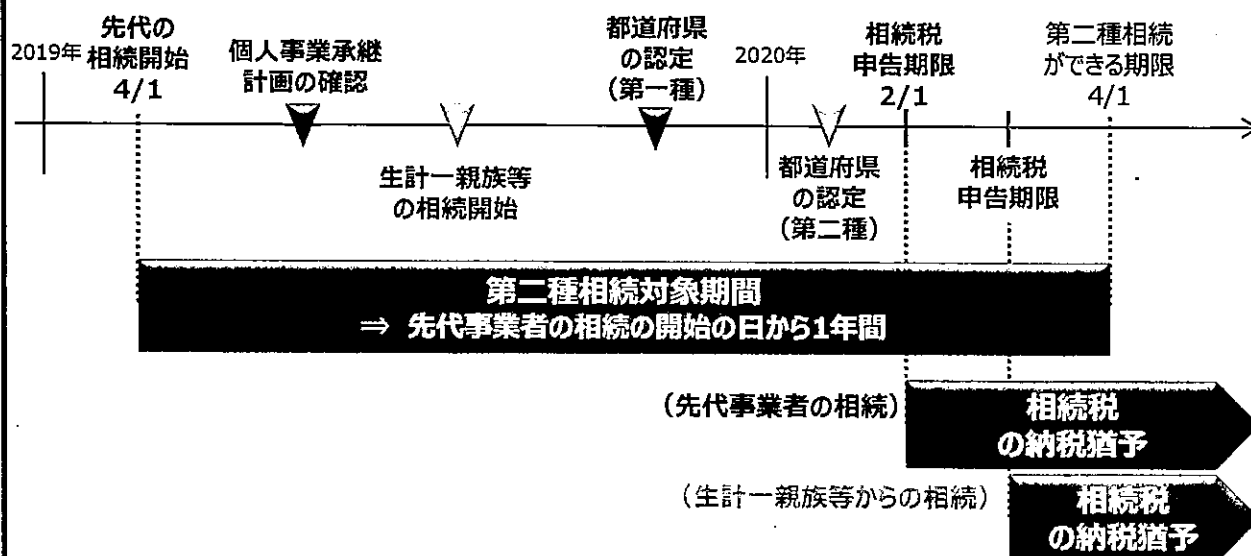
- 生計一親族等の相続の開始の時に、先代事業者から認定に係る贈与又は相続を受けていること
- 当該相続が先代事業者の認定に係る贈与の日又は相続の開始の日から1年以内に生計一親族等の相続が開始していること

生計一親族等からの贈与について、納税猶予の適用を受けることができる期間は以下のとおりです。なお、先代事業者からの贈与（第一種贈与）や相続（第二種相続）と、生計一親族等からの贈与（第二種贈与）は、同日であっても適用可能ですが、先代事業者からの贈与・相続が先に行われている必要があります。

#### 【先代事業者からの承継（第一種）が贈与である場合】



#### 【先代事業者からの承継（第一種）が相続等である場合】



## 第2章 都道府県知事の認定について

### 第4節 第二種相続認定個人事業者

- 先代事業者の生計一親族等であること

生計一親族等とは、先代事業者と生計を一にする配偶者その他の親族（先代事業者の相続の開始の直前において、先代事業者と生計を一にしていた親族を含む。）をいいます。

#### 【参考、「生計を一にする」の意義について】

「生計を一にする」の意義について、国税庁通達（所得税法基本通達2-47）では、次のように定められています。

法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

- (1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がある場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。
  - イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合
  - ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合
- (2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。